

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1 施策の柱

I 教育の支援

すべての子どもが、生まれ育った家庭環境や経済状況に左右されることなく、自分の能力・可能性を最大限に伸ばし、将来の夢や目標に挑戦できるよう、学習習慣や進学等に課題を抱える子どもに対し、学習支援や就学・進学に向けた支援を行います。また、地元の大学や地域の人材等と連携を図り、さまざまな体験・交流活動の機会を提供します。

II 生活の支援

すべての子育て世帯が孤立することなく子どもを養育できるよう、家庭への訪問や健診等のさまざまな機会を通じて、支援が必要な保護者や子どもの早期発見に努めるとともに、相談への対応や情報提供を行います。また、学習、遊び、交流ができる場として、子どもたちが放課後に安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進します。

III 保護者の就労支援

生活の安定には、保護者の安定した就労環境が必要不可欠です。求人・求職等への相談支援のほか、特に就労に困難を抱えることの多いひとり親世帯に対し、職業訓練等の機会の提供や仕事と子育ての両立に向けた支援を行うことで、就労環境の改善や就労機会の確保に努めます。また、保育サービスや放課後の子どもの居場所の確保など、保護者が安心して就労できる環境を整備することで、保護者の就労を支援します。

IV 経済的な支援

子どもたちの健やかな成長には、安心して毎日を送ることができる生活基盤の確立が必要不可欠です。すべての家庭において、最低限の生活が保障され、経済的・精神的に安心した生活が送れるよう、生活を下支えするものとして経済的支援を確保していきます。また、経済的な支援にあたっては、適正な支給に努め、自立に向けた適切な支援に努めます。

2 具体的な取組み

I 教育の支援

(1) 学力向上・多様な体験の支援

施策の方針

家庭環境や経済状況に左右されることなく、子どもの教育機会が保障されるよう、地域の人材等を活用したきめ細かい学習指導や進路相談に取り組みます。また、自己肯定感の向上や生活習慣の改善につながる多様な体験機会の提供に努めます。

《 事業 》

- ① 学力向上推進事業 【学校教育課】
児童生徒の実態を把握するため、各種学力調査、公的テスト等を実施します。また、家庭学習ノートや国語ドリル等の購入や、夏休みに各中学校において夏季集中講座を実施します。
- ② 地域人材を活用した学習支援事業 【社会教育課】
児童の基礎学力の定着と自学自習の姿勢を身に付けることを目的として、小学4、5年生を対象に「学力のびのび塾」を開催します。学習支援員は、元教員等の地域の人材等を活用し、児童の学力に合わせた指導を行います。
- ③ 生活困窮者学習支援事業 【福祉総務課】
生活保護*世帯を含めた生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法*に基づき、学習援助等の支援を行います。
- ④ ひとり親家庭等学習支援事業 【子育て支援課】
母子家庭等の子どもを対象に、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、学習援助等の支援を行います。
- ⑤ 児童センターでの体験事業 【子育て支援課】
地元の高校生や大学生等、地域の人材との連携を図り、運動、遊び、調理実習等、子どもの知識や体験を深める事業等を推進します。
- ⑥ 食育推進事業 【学校教育課】
食育プログラムに基づき、食への興味関心を深め、子どもの心と体を育む体験型食育授業を開催します。

⑦ 中学生社会体験チャレンジ事業

【学校教育課】

中学1年生又は2年生を事業所等に派遣し、職場体験を3日間行うことで、適切な勤労観を養い、キャリア教育を推進します。



(2) 就学・進学への支援と教育の機会均等

施策の方針

幼児教育、小中学校の義務教育、高等学校等への就学・進学に対し、教育の機会均等を図るため、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。

《 事業 》

- ① 私立幼稚園就園奨励費助成事業 【教育総務課】
世帯の所得状況等に応じて、私立幼稚園に通園する園児の保護者に対し必要な援助を行います。
- ② 小・中学校就学援助*事業（学用品費等） 【学校教育課】
経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品や通学用品等に対する必要な援助を行います。また、特別支援学級*に在籍する児童生徒の保護者に対しては、世帯の所得状況に応じ、特別支援教育*就学奨励費として、学校給食や校外活動、学用品等に対する必要な援助を行います。
- ③ 小・中学校就学援助*事業（医療費） 【教育総務課】
すべての児童生徒が健康で安全な学校生活を送れるよう、生活保護*や就学援助の受給世帯の保護者に対し、医療費を補助します。
- ④ 小・中学校就学援助*事業（給食費） 【教育総務課】
経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、児童生徒の給食費への補助を行います。
- ⑤ 多子世帯学校給食費軽減事業 【教育総務課】
市内在住の同一世帯で、小学校就学から高校生までの児童生徒を3人以上養育している保護者に対して、第3子以降分の給食費の補助を行います。
- ⑥ 入学準備金貸付事業 【教育総務課】
高等学校、大学及び専修学校への入学希望者の保護者で資金の調達が困難な方に対し、入学準備金の貸付を行います。

(3) 学校をプラットフォーム*とした子どもの支援体制の構築

施策の方針

学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォーム*として位置づけ、さわやか相談員*を配置し、子どものいじめや不登校*などに関する悩みに対して、適切な相談支援を図ります。また、福祉と教育をつなぐコーディネーターを配置し、総合的な貧困対策を推進します。

《 事業 》

- ① 不登校*解消事業 【学校教育課】
 適応指導教室*の運営とさわやか相談員*の配置・活用により、児童生徒の自立と集団への適応を支援し、不登校*児童生徒の学校復帰の支援を行います。
 不登校*児童生徒の解消のため、面接や電話による教育相談を行うほか、いじめ・不登校*対策委員会委員やさわやか相談員*、教職員等を対象とした研修を行います。
- ② 学校支援員*配置事業 【学校教育課】
 支援を必要とする児童生徒に学校支援員*を配置し、学校生活や授業等の支援や補助を行うことにより、学校生活の充実を図ります。
- ③ 学校応援団推進事業 【学校教育課】
 ボランティアとして学校運営に協力する保護者や地域住民を学校応援団として組織するとともに、学校応援団長を選任し、ボランティアと学校の調整を図り、子どもたちの見守り活動等を行います。
- ④ 子どもの貧困対策推進事業 【子育て支援課】
 子どもの貧困の問題に対応するため、福祉と教育をつなぐコーディネーターを配置し、相談や助言を行い、適切な支援へとつなげます。

Ⅱ 生活の支援

(1) 子育てや親子の健康に関わる切れ目のない支援

施策の方針

育児や子育てに関する悩みや保護者の精神的・身体的な健康への支援に対応するため、気軽に相談できる体制を整備します。

また、家庭訪問や健診等の機会を通じて、支援が必要な保護者や子どもの早期発見に努め、切れ目のない支援につなげます。

《 事業 》

- ① 子育て世代包括支援推進事業 【市民健康センター・子育て支援課】
妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行うため、妊産婦等の状況把握、支援プランの作成及び必要なサービスの情報提供を行うとともに、関係機関との連携による支援ネットワークの構築及び情報共有を図ります。
また、子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスに関する情報提供や必要に応じ相談・助言等を行います。
- ② 妊婦健康診査 【市民健康センター】
妊娠中の異常を早期発見するため、妊娠中に医療機関等で受ける健診費用の一部を公費で負担します。また、健診の場を活用し、妊娠・出産等についての不安や悩み等の相談に対応します。
- ③ 乳幼児健康教育事業 【市民健康センター】
出産前の父母等に対する「パパママ教室」、「離乳食講習会」、発達に心配のある子どもや育児不安の強い保護者を対象とした「のびのび親子教室」及び保育園児に対し歯科指導を実施します。
- ④ 子育てガイドブック作成事業 【子育て支援課】
子育て支援に関する制度や施策、育児のヒント等を網羅したガイドブックを作成し、出生届出の際や市内公共施設を通じて配布することで子育て支援を推進します。
- ⑤ 児童虐待防止事業 【子育て支援課】
児童虐待等のリスクが高い家庭に対し、坂戸市要保護児童対策地域協議会*に属する関係機関等と連携・調整を図り適切な対応を推進します。

- ⑥ 乳児家庭全戸訪問事業 【市民健康センター】
 生後4か月までの乳児がいる家庭を全戸訪問し、育児に係る相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況の把握及び助言を行い、必要な家庭に対しては適切なサービスが提供されるように支援を実施します。
- ⑦ 乳幼児健診事業 【市民健康センター】
 子どもが心身ともに健やかに育つよう、成長の節目に3か月児健診・10か月児健診・1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診を実施するとともに、子育てについての不安や悩み等の相談に対応します。また、経過観察が必要な経過観察児について、その後の健診、電話・来所相談や訪問等で継続的に支援できる体制をつくります。
- ⑧ 地域子育て支援拠点事業 【子育て支援課】
 乳幼児及びその保護者が相互の交流を図る場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等の支援を行います。
- ⑨ 乳幼児健康相談事業 【市民健康センター】
 就学前までの子どもの発育発達や保護者の育児不安・悩みの相談等に対応します。
- ⑩ 児童相談事業 【子育て支援課】
 坂戸市家庭児童相談室*を開設し、家庭における適正な児童の養育と養育に関連して発生する問題の解決を図るため、相談員による相談事業を実施します。
- ⑪ 子育て支援センター*事業 【保育課】
 子育て支援センター*において、一時保育サービスや育児不安等についての相談事業、親子の触れ合いを支援するあそぼう会、子育て講演会の実施など、さまざまな育児支援を行います。
- ⑫ すくすく保育推進事業 【保育課】
 子育て家庭を対象に保育所給食の試食会を開催し、食事への関心度を高めます。
- ⑬ 児童発達支援 【障害者福祉課】
 療育*を必要とする就学前の障害児に対し、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を実施します。
- ⑭ 子どもの貧困対策推進事業（再掲） 【子育て支援課】
 子どもの貧困の問題に対応するため、福祉と教育をつなぐコーディネーターを配置し、相談や助言を行い、適切な支援へとつなげます。

⑮ 放課後等デイサービス

【障害者福祉課】

学校在学中の療育*を必要とする障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を実施します。

⑯ 市民相談事業

【市民生活課】

複雑・多様化する相談に対し、法律的に適切な助言ができるよう、弁護士による法律相談を実施します。また、さまざまな不安や悩みを抱えている市民に対し、専門家による各種相談の場を提供します。



(2) 保護者の生活支援

施策の方針

家事や保育の支援が必要となった家庭に対して、市民の相互援助活動による支援やホームヘルパーの派遣による家事援助を実施するなど、すべての家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備します。

《 事業 》

- ① ファミリー・サポート・センター*事業 【子育て支援課】
 子育ての援助を受けたい市民（利用会員）と子育ての援助を行いたい市民（協会員）が登録し、各保育施設等（保育所・幼稚園・放課後児童クラブなど）への送迎、各保育施設等の閉所後の子どもの預かり、習い事への送迎等、市民による子育ての相互援助活動を推進します。
- ② 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） 【子育て支援課】
 保護者の病気等の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を実施します。
- ③ ひとり親家庭等日常生活支援事業 【子育て支援課】
 ひとり親家庭の保護者が病気等で日常生活を送ることが困難な場合に、家庭生活支援員（ホームヘルパー）を派遣して、家事等の日常生活の支援を実施します。
- ④ 子育て支援センター*事業（再掲） 【保育課】
 子育て支援センター*において、一時保育サービスや育児不安等についての相談事業、親子の触れ合いを支援するあそぼう会、子育て講演会の実施など、さまざまな育児支援を行います。

(3) 子どもの居場所づくり

施策の方針

運動、遊び、学習など、健全な生活習慣を身に付けるのに役立つさまざまな体験ができる場として、子どもが放課後を安心して過ごすことのできる子どもの居場所づくりを推進します。特に支援が必要なひとり親家庭等の子どもの居場所の確保に努めます。

《 事業 》

- ① 放課後児童健全育成事業 【保育課】
保護者が、労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。
- ② 青少年地域ふれあい事業 【社会教育課】
放課後の小学校の教室や校庭、体育館を活用し、放課後こどもげんき教室として、小学生の放課後の居場所や工作、昔遊び、ボール遊び、宿題など活動の場を提供します。
- ③ 市民活動普及支援事業（提案型協働事業） 【市民生活課】
子ども食堂*の運営など、市の課題解決につながる市民活動団体からの協働事業の提案を募集し、市との協働事業に対して補助金を交付します。
- ④ 生活困窮者学習支援事業（再掲） 【福祉総務課】
生活保護*世帯を含めた生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法*に基づき、学習援助等の支援を行います。
- ⑤ ひとり親家庭等学習支援事業（再掲） 【子育て支援課】
母子家庭等の子どもを対象に、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、学習援助等の支援を行います。
- ⑥ 地域人材を活用した学習支援事業（再掲） 【社会教育課】
児童の基礎学力の定着と自学自習の姿勢を身に付けることを目的として、小学4、5年生を対象に「学力のびのび塾」を開催します。学習支援員は、元教員等の地域の人材等を活用し、児童の学力に合わせた指導を行います。
- ⑦ 児童センターでの体験事業（再掲） 【子育て支援課】
地元の高校生や大学生等、地域の人材との連携を図り、運動、遊び、調理実習等、子どもの知識や体験を深める事業等を推進します。

⑧ 児童発達支援（再掲）

【障害者福祉課】

療育*を必要とする就学前の障害児に対し、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を実施します。

⑨ 放課後等デイサービス（再掲）

【障害者福祉課】

学校在学中の療育*を必要とする障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を実施します。

⑩ 坂戸市障害者等日中一時支援事業

【障害者福祉課】

障害児等に対し、日中における活動の場を提供することで、障害児等の家族の就労支援及び障害児等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を行います。

Ⅲ 保護者の就労支援

(1) 保護者への就労支援

施策の方針

求人・求職への相談対応や就職活動の支援、ひとり親に対する職業訓練等への給付金の支給を通じて保護者のキャリアアップや雇用形態の改善を図るとともに、就労機会の確保に努めます。

《 事業 》

- ① 雇用相談等事業 【商工労政課】
ハローワーク川越と連携して、坂戸市ふるさとハローワーク^{*}を設置し、求人・求職の相談対応や就職活動を支援するための講習会等を実施します。また、内職相談室を設置し、相談員による内職に関する求人・求職の相談業務を実施します。
- ② 被保護者就労支援事業 【福祉総務課】
被保護者（生活保護^{*}受給者）の状況や自立阻害要因に応じて、効果的な支援方法や利用可能な社会資源等を体系的に整理し、実効的かつ組織的な自立支援を行います。また、臨時職員として就労支援員を配置し、就労相談等を行います。
- ③ 母子家庭等自立支援事業 【子育て支援課】
ひとり親家庭の父母が教育訓練講座を受講した際や資格取得のために養成機関へ修業した際に、給付金を支給することで就職の促進や雇用の安定を図ります。
- ④ 子育て求職者の就職支援事業 【商工労政課】
子育て求職者の就職支援協議会を通じ、関係機関と子育て求職者に関する情報共有を図り、子育て求職者の就職支援を行います。また、ハローワーク川越が設置する「マザーズコーナー」の利用促進を図ります。
- ⑤ 若年者就業支援事業 【商工労政課】
若者の就業を促進するため、川越公共職業安定所、川越市、鶴ヶ島市、富士見市、ふじみ野市等関係機関と連携し若者を対象に、合同就職面接会を実施します。
- ⑥ 女性の再チャレンジ支援事業 【人権推進課】
就業を目指す女性を対象に、ビジネス講座の開催や情報提供などの意識啓発を行い、地元での再就職を促進します。

⑦ 坂戸市障害者等日中一時支援事業（再掲）

【障害者福祉課】

障害児等に対し、日中における活動の場を提供することで、障害児等の家族の就労支援及び障害児等を日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を行います。

⑧ 子育て支援センター*事業（再掲）

【保育課】

子育て支援センター*において、一時保育サービスや育児不安等についての相談事業、親子の触れ合いを支援するあそぼう会、子育て講演会の実施など、さまざまな育児支援を行います。



(2) 多様な就労形態に合った子育て支援

施策の方針

保育所の整備等の取組みを推進することで、保育を必要とする子育て家庭のニーズへの対応に努めます。

また、休日や夜間など、保護者の多様な就労形態に合わせた保育の提供について、利用実態やニーズを把握しながら、適切な保育サービスの提供に努めます。

《 事業 》

- ① 幼児期の学校教育・保育の提供 【保育課】
子どもの年齢や教育・保育の希望、保護者の就労状況や保育の必要量に応じて認定を行い、幼児期の学校教育・保育の提供を行います。
- ② 時間外保育事業 【保育課】
保育認定を受けた児童について、通常の利用日時以外の日及び時間帯において、保育所、認定こども園等において保育を実施します。
- ③ 休日保育事業 【保育課】
就労形態の多様化によるニーズの増加に対応するため、日曜・祝日に保育所等において一時預かり保育を実施します。
- ④ 病児保育事業 【保育課】
病児について、病院に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施します。
- ⑤ 放課後児童健全育成事業（再掲） 【保育課】
保護者が、労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設*等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

IV 経済的な支援

(1) 経済的困窮家庭の自立に向けた支援

施策の方針

複合的な課題から生活に困難を抱える家庭の保護者や子どもに対し、生活の安定に向けた給付や一時的な資金の貸付を行い、包括的な支援を実施します。

《 事業 》

- ① 生活保護^{*}等事業 【福祉総務課】
憲法の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えることができるよう支援を行います。また、児童生徒のいる世帯については、教育扶助として、義務教育に伴い必要な学用品代や給食費等を給付します。
- ② 自立相談支援事業 【福祉総務課】
専門の相談員が暮らしや仕事などについての相談を受け、支援計画を策定した上で、自立に向けた必要な支援を行います。
- ③ 住居確保給付金の支給 【福祉総務課】
離職などにより経済的に困窮し、住居を失った方、または失うおそれのある方に、家賃を一時的に支給し、住居・就労機会の確保に向けた支援を行います。
- ④ 小・中学校就学援助^{*}事業（学用品費等）（再掲） 【学校教育課】
経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品や通学用品等に対する必要な援助を行います。また、特別支援学級^{*}に在籍する児童生徒の保護者に対しては、世帯の所得状況に応じ、特別支援教育^{*}就学奨励費として、学校給食や校外活動、学用品等に対する必要な援助を行います。
- ⑤ 小・中学校就学援助^{*}事業（医療費）（再掲） 【教育総務課】
すべての児童生徒が健康で安全な学校生活を送れるよう、生活保護^{*}や就学援助^{*}の受給世帯の保護者に対し、医療費を補助します。
- ⑥ 小・中学校就学援助^{*}事業（給食費）（再掲） 【教育総務課】
低所得世帯・障害者世帯などの方々の生活向上に役立てていただくため、低金利での資金貸付を行なっています。（更生・福祉・住宅・修学資金など）

(2) 子育て家庭及び特別な配慮が必要な家庭への支援

施策の方針

すべての子育て家庭はもとより、ひとり親世帯や多子世帯、障害のあるお子さんを養育する世帯など、特別な配慮が必要な家庭への経済的負担を軽減するための支援を推進します。

《 事業 》

- ① 児童手当等支給事業 【子育て支援課】
次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了までの児童を養育している方を対象に、児童の年齢等に応じて手当を支給します。
- ② こども医療費支給事業 【子育て支援課】
中学校卒業までのこどもの保険診療分に係る医療費の一部負担金部分と、入院に係る食事療養費の2分の1を保護者に支給します。
- ③ 未熟児^{*}養育医療給付事業 【市民健康センター】
入院医療を必要とする未熟児^{*}の保護者に対して、その養育に必要な医療費を給付します。
- ④ 保育料の減免 【保育課】
保育所、認定こども園等に通う児童について、応能負担^{*}の観点から、児童の世帯所得に応じて保育料を決定します。多子世帯への減免措置も実施します。
- ⑤ 私立幼稚園就園奨励費助成事業（再掲） 【教育総務課】
世帯の所得状況等に応じて、私立幼稚園に通園する園児の保護者に対し必要な援助を行います。
- ⑥ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 【保育課】
保育所で必要となる帽子等の物品の購入に係る実費について、生活保護^{*}世帯等を対象に補助します。
- ⑦ 児童扶養手当^{*}支給事業 【子育て支援課】
父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない子どもを育てている場合や、子どもを育てている父又は母に一定の障害がある場合等に、養育費の援助をするため手当を支給します。

- ⑧ ひとり親家庭等医療費支給事業 【子育て支援課】
ひとり親家庭等における18歳以下の児童及びその保護者の保険診療分に係る医療費の一部負担金部分と、入院に係る食事療養費の2分の1を保護者に支給します。
- ⑨ 母子家庭等自立支援事業（再掲） 【子育て支援課】
ひとり親家庭の保護者に対し、自立支援教育訓練や高等職業訓練に対する給付金を支給し、雇用と就職の促進を図ります。
- ⑩ 在宅重度心身障害者手当支給事業 【障害者福祉課】
在宅で重度の心身障害のある方に対し、経済的・精神的な負担の軽減を図るため、手当を支給します。
- ⑪ 重度心身障害者医療費助成事業 【障害者福祉課】
重度の心身障害のある方に対し、医療の給付に係る一部負担金等について助成金を支給します。
- ⑫ 多子世帯学校給食費軽減事業（再掲） 【教育総務課】
市内在住の同一世帯で、小学校就学から高校生までの児童生徒を3人以上養育している保護者に対して、第3子以降分の給食費の補助を行います。
- ⑬ 入学準備金貸付事業（再掲） 【教育総務課】
高等学校、大学及び専修学校への入学希望者の保護者で資金の調達が困難な方に対し、入学準備金の貸付を行います。

